

一方、審議事項は、これから実施を検討する施策や、委員の意見・合意が求められる内容です。委員会における意見の集約や合意形成、助言、提案などを通じて方向性を定めることが目的となります。

以下に主な報告事項と審議事項の例を提示します。

主な報告事項	主な審議事項
・労災、通勤災害発生状況と再発防止対策 ・長時間勤務者状況 (該当人数、部署、産業医面談実施状況) ・定期健康診断の実施結果 (受診率、有所見者の割合など) ・安全パトロールの実施結果 ・安全衛生教育実施結果 ・産業医、衛生管理者の職場巡視の結果 ・機械、設備の定期点検結果 ・導入した新規化学物質 ・リスクアセスメント結果に基づく措置 ・健康イベントなどの周知 ・前回議事の確認 等	・安全衛生に関する規程の作成および改廃 ・安全衛生方針および安全衛生計画の策定・修正 ・心の健康づくり計画の策定・修正 ・作業方法や職場環境の改善提案 ・安全装置や保護具の選定と運用方法 ・労働者からの意見・提案事項 ・健康診断結果に基づく事後措置 (受診勧奨、就業措置) のあり方 ・有所見者に対する健康配慮措置 (短時間勤務、配置転換など) の方向性 ・労働災害の再発防止策の検討 ・作業環境測定結果を踏まえた改善策 ・夏季・冬季の熱中症や感染症対策の強化方針 ・安全ポスターや標語の掲示方法やテーマ 等

(2) 安全衛生委員会等の開催通知

開催通知を委員に事前配布します。開催通知は少なくとも開催 1 週間前には配布し、委員からの問い合わせや議題追加の提案等に対応します。以下に開催通知の例を示します。